

熊刑企第399号
令和元年5月22日

犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則の制定について（通達）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）が、令和元年6月1日から施行されることとなり、これを受け、犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則（平成31年国家公安委員会規則第6号）が、平成31年4月26日公布され、令和元年6月1日から施行されることとなった。

これを受けて、警察庁から改正の概要について、別添のとおり示されたので、各所属にあっては、全職員に対して周知徹底を図り、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則の制定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。